



# 一般不妊治療費等助成事業と 生殖補助医療等助成事業のあらまし



令和7年12月17日時点

## 令和6年度からの変更点

奈良県が補助制度を新たに創設したことなどにより、大きく制度が変わりました！

### 1 事業が2種類に



### 2 申請期限の延長

従来

治療を受けた日の年度内

例: 令和7年4月1日  
令和8年2月1日～  
令和8年2月28日

令和7年度から

治療を受けた日・開始した日の翌年度内

例: 令和7年4月1日  
令和8年2月1日～  
令和8年2月28日

### 3 添付書類の簡素化

医療機関が発行した領収書の写し

→ 原則、医療機関が発行した領収書の写しを  
提出する必要がなくなりました！

※場合によっては、提出を求める場合が  
ありますので、大切に保管しておいてください。

詳細はホームページをご確認ください。



# 一般不妊治療費等助成事業

## 1 助成対象者(下記の要件をすべて満たす必要があります)

- 1)一般不妊治療等を受けた夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。  
※「夫婦」は、事実上の婚姻関係にある方(いわゆる「事実婚」)も対象
- 2)夫及び妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- 3)一般不妊治療等を受けた日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。  
※治療の途中で43歳に達する場合、誕生日の前日までに受診した治療等が対象。

## 2 対象となる治療費用等

生殖補助医療等助成事業の対象となるものを除く、産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科で受けた、不妊検査や不妊治療にかかった費用。また、当該医療機関において処方せんにより調剤を受けた薬局に支払った費用。

不妊検査 … 超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査など  
不妊治療 … タイミング療法、薬物療法、排卵誘発法、手術療法、人工授精など

## 3 助成について

- 1)1年度につき上限10万円まで助成します。  
助成期間は補助を開始した診療日の属する月から継続する5年間です。  
※対象者が奈良市内に住所を有する期間に限ります。  
※5年間の助成金合計の上限は50万円です。
- 2)助成対象期間中に妻の年齢が43歳に達した場合は、その時点で終了となります。

## 4 申請期間

当該一般不妊治療等を受けた日の属する翌年度末までです。

- 例 1)治療日:令和7年4月1日 申請期間:令和7年4月1日～令和9年3月31日  
例 2)治療日:令和8年2月1日 申請期間:令和8年2月1日～令和9年3月31日

## 5 提出書類

### 1)奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書(第1号様式)

申請者が記入する書類です。

### 2)奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書(第2号様式)

受診された医療機関へ記入を依頼する書類です。

### 3)夫婦の両方もしくは一方が奈良市に住所を有し、かつ夫婦であることを証明できる書類

#### (1)法律婚の場合

夫婦ともに奈良市内に住所を有し、同一世帯の場合は、提出書類は不要です。

なお、単身赴任等で住所(世帯)が別の場合は、次の書類が必要です。

##### a. 奈良市内で世帯が別の場合

(ア)戸籍謄本等

##### b. 夫婦の片方が奈良市以外の自治体に住民登録がある場合

(ア)戸籍謄本等

(イ)その自治体で取得した住民票

申請日の3か月以内に  
取得したものが必要です

#### (2)事実婚の場合

事実婚とは、治療当事者両人が重婚でなく、同一世帯である夫婦が対象です。

(ア)治療当事者両人の戸籍謄本

(イ)治療当事者両人の住民票

(ウ)治療当事者両人の事実上の婚姻関係に関する申立書

※同一世帯でない場合、その理由について必ず「治療当事者両人の事実上の  
婚姻関係に関する申立書」に記載してください。

### 4)高額療養費の支給の確認ができるものの写し ※支給があった場合のみ

保険者からの支給決定通知書など高額療養費の支給額が確認できるもの。

併せて、限度額適用認定証(交付を受けている場合のみ)。

※助成金支給後に受給が判明した場合は、市や各保険者へ返還手続きが発生する可能性がある  
ため、ご注意ください。

### 5)口座番号の確認ができるもの(通帳やキャッシュカード等、写しでも可)

### 6)夫婦それぞれの健康保険証情報の確認ができるもの

資格確認書(健康保険証)、限度額適用認定証などの写し(コピー)でも可。

マイナンバー保険証の場合はマイナポータルでの確認も可。

## 6 電子申請

電子申請ができるようになりました!

スマートフォンを使用し、添付書類を撮影しながら来庁不要で申請できるので、是非ご利用ください。

なお、提出書類に不備や疑義がある場合、連絡をさせていただく場合がありますので、申請に関する書類は大切に保管しておいてください。



## 7 郵送申請

郵送での申請には、P3 の1)~3)に加え、4)~6)のコピーを同封してください。

※送付書類が不足している場合、申請書を受付けられない場合があります。

※郵送料は全額申請者負担です。料金不足の場合は申請を受理できず、

申請者に差し戻されますのでご注意ください。

# 生殖補助医療等助成事業

## 1 助成対象者(下記の要件をすべて満たす必要があります)

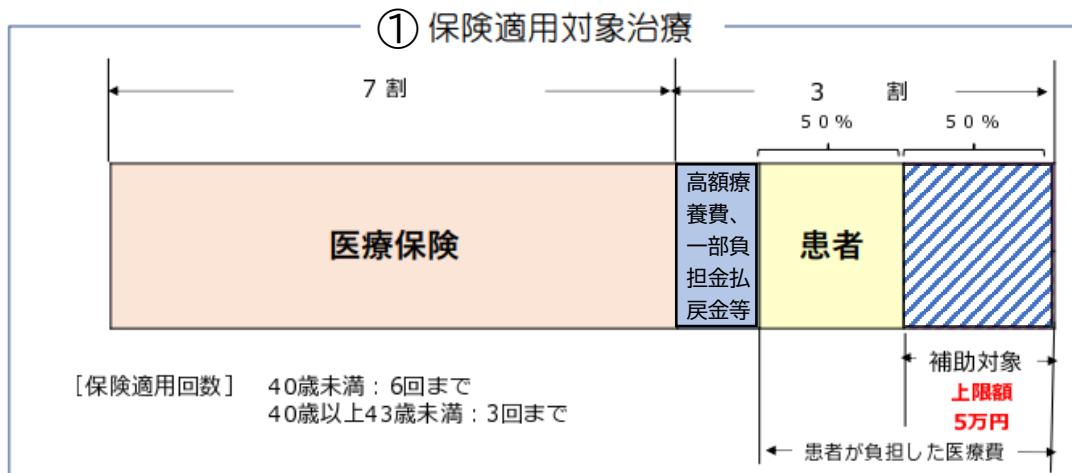
- 1)生殖補助医療を受けた夫婦であって、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦  
※「夫婦」は、事実上の婚姻関係にある方(いわゆる「事実婚」)も対象
- 2)治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- 3)夫婦のうち、どちらか一方が治療期間の初日から申請日までの間、奈良市に住所を有していること
- 4)治療期間の初日から申請日までの間、夫婦のいずれもが医療保険各法に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であること

## 2 対象となる医療および対象回数

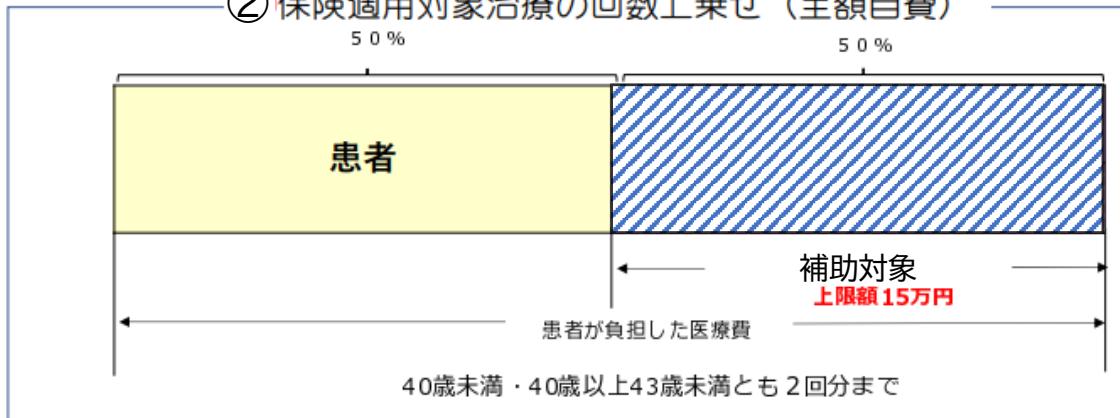
令和7年4月1日以降に開始した生殖補助医療(男性不妊治療を含む。)及び先進医療が対象になります。ただし、不妊治療には至らず、検査のみの場合は助成の対象外となります。その他にも対象外になる費用があるので詳細はホームページをご確認ください。

生殖補助医療	【保険適用】 1)採卵、採精 2)体外受精、顕微授精 3)受精卵・胚培養 4)胚凍結保存 5)胚移植 *1)~5)に追加的に実施されるもの	※年齢・回数制限あり(1子ごと) ・40歳未満 通算6回まで ・40歳以上43歳未満 通算3回
		【保険適用外】 年齢・回数制限を超えた場合(2回分)
先進医療として認められている医療【保険適用外】 * 保険適用対象医療1)~5)に追加的に実施されるもの		① ② ③

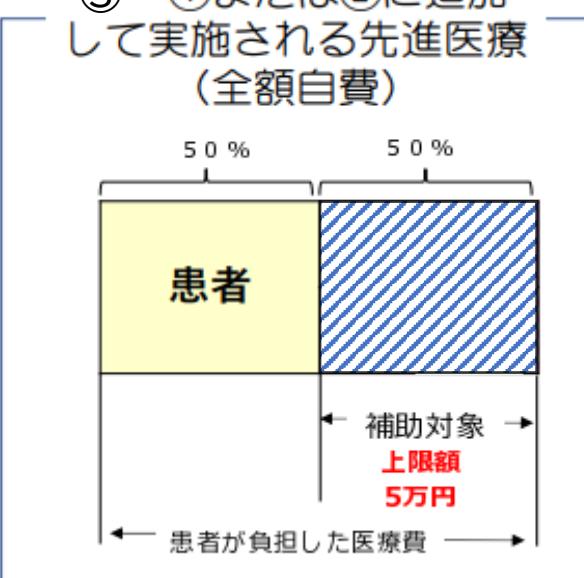
## 3 助成について



## ② 保険適用対象治療の回数上乗せ（全額自費）



## ③ ①または②に追加して実施される先進医療（全額自費）



上記の患者が負担した医療費の額の2分の1が助成対象となります（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

## 4 申請期間

当該生殖補助医療等を受けた日の属する翌年度末までです。

例 1) 治療日：令和7年4月1日 申請期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

例 2) 治療日：令和8年2月1日 申請期間：令和8年2月1日～令和9年3月31日

## 5 提出書類

### 1)奈良市生殖補助医療費等助成申請書(第1号様式)

申請者が記入する書類です。

### 2)生殖補助医療費助成事業受診等証明書(第2号様式)

受診された医療機関へ記入を依頼する書類です。

### 3)夫婦の両方もしくは一方が奈良市に住所を有し、かつ夫婦であることを証明できる書類

#### (1)法律婚の場合

夫婦ともに奈良市内に住所を有し、同一世帯の場合は、提出書類は不要です。

なお、単身赴任等で住所(世帯)が別の場合は、次の書類が必要です。

##### a. 奈良市内で世帯が別の場合

(ア)戸籍謄本等

##### b. 夫婦の片方が奈良市以外の自治体に住民登録がある場合

(ア)戸籍謄本等

(イ)その自治体で取得した住民票

申請日の3か月以内に  
取得したものが必要です

#### (2)事実婚の場合

事実婚とは、治療当事者両人が重婚でなく、同一世帯である夫婦が対象です。

(ア)治療当事者両人の戸籍謄本

(イ)治療当事者両人の住民票

(ウ)治療当事者両人の事実上の婚姻関係に関する申立書

### 4)高額療養費の支給の確認ができるものの写し ※支給があった場合のみ

保険者からの支給決定通知書など高額療養費の支給額の確認できるもの。

併せて、限度額適用認定証(交付を受けている場合のみ)。

※助成金支給後に受給が判明した場合は、市や各保険者へ返還手続きが発生する可能性があるため、ご注意ください。

### 5)口座番号の確認ができるもの(通帳やキャッシュカード等、写しでも可)

### 6)夫婦それぞれの健康保険証情報の確認ができるもの

資格確認書(健康保険証)、限度額適用認定証などの写し(コピー)でも可。

マイナンバー保険証の場合はマイナポータルでの確認も可。

### 7)一部負担金払戻金や家族療養費付加金等の支給の確認できるもの(支給があった場合のみ)

保険者からの支給決定通知書等、一部負担金払戻金や家族療養費付加金等の支給額の確認ができるもの。写し(コピー)でも可。

※一部負担金払戻金や家族療養費付加金については、名称や制度内容も各保険者によって異なるため、申請前に加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

※助成金支給後に受給が判明した場合は、市や各保険者へ返還手続きが発生する可能性があるため、ご注意ください。

## 6 電子申請

電子申請ができるようになりました!

スマートフォンを使用し、添付書類を撮影しながら来庁不要で申請できるので、是非ご利用ください。

なお、提出書類に不備や疑義がある場合、連絡をさせていただく場合がありますので、申請に関する書類は大切に保管しておいてください。



## 7 郵送申請

郵送での申請には、P7の1)~3)に加え、4)~7)のコピーを同封してください。

※送付書類が不足している場合、申請書を受付けられない場合があります。

※郵送料は全額申請者負担です。料金不足の場合は申請を受理できず、

申請者に差し戻されますのでご注意ください。

## 提出・お問い合わせ先

母子保健課 [提出先] 〒630-8122

奈良市三条本町 13 番 1 号(はぐくみセンター3 階)

奈良市健康医療部母子保健課 母子総務係

[電話] 0742-34-1978(直通)

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。